

田所輝明と満州事変期の社会大衆党：一九三〇年代における「運動」と「統合」(一)

有馬, 学

<https://doi.org/10.15017/2230464>

出版情報：史淵. 125, pp.83-108, 1988-03-15. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

田所輝明と満洲事変期の社会大衆党

——一九三〇年代における「運動」と「統合」(二)——

有馬 学

はじめに

筆者の最終的な関心は、新体制期の政治の中で「運動」はどのような意味を持つのかという点にある。「運動」は「大衆」を象徴する。この一点をのぞいて、社会大衆党や東方会や日本革新農村協議会等々の運動が近衛新党—新体制運動の過程で浮上し得る根拠はない。しかし実際にはそれらの運動体が大衆組織をもった運動それ自体として、政治過程に影響を与えたことなど一度もないのである。にもかかわらず、新体制運動期においてこれらの「運動」(というよりそのリーダー達)は明白に推進勢力の構成要素たり得たし、大政翼賛会の成立に際しては、たとえ一時的、部分的ではあっても、昭和戦前期においてただ一度だけ国家機構内部への浸透を果たし得ている。近衛や軍や官僚といった国家機構を構成する側において、それぞれに「運動」に対する関心と期待があったことは明らかであるが、それとも現に存在した「運動」の大衆組織としての力量への期待であったとは考えられない。すなわち、「運動」の量的力量や政治力学上の影響力とは一応別のところに(もちろん全く無関係ではないが)、その政治的意味が存在したと考えるほかはない。

こうした「運動」の持つ逆説的な意味にはつきりした表現を与えない限り、新体制運動や翼賛政治体制について、

いつまでたつても明瞭な説明を与えることはできないのではないか、というのが筆者の基本的な視角である。とはいえ、ここで採用する方法は別に目新しいものではない。運動それ自体としては最も成功した部類に入る社会大衆党を対象に、その主張の変化を追っていくというものであるから、きわめて陳腐なものと言うべきだろう。けれども、「運動」に対する右のような観点に立つ限り、「運動」の発する政治言語の機能を分析する中からその政治的意味をさぐっていく作業は避けられない。とりあえず、ここでは言葉が全てである。そして、うんざりするような定型の羅列に見える運動関係文書の中で、以下に検討するように、社会大衆党指導者の政治言語のあるものはまだしも含意に富んでいる。陳腐の中から何を導き出せるか保証の限りではないが、取り組んでみる価値はあるだろう。

本稿ではとりあえず、一九三六年の総選挙における最初の躍進以前の時期についてとりあげたい。この時期的な限定は紙数の関係にもよるが、全国労農大衆党・社会大衆党の満洲事変以降の動向を理論的にリードした田所輝明への関心からでもある。田所は戦前の無産政党リーダーの中でも際立って個性的な存在であり、人物論の対象として深甚の興味を抱かせる人物であるが、「社会大衆党右傾化の元凶」というイメージが災いしてか、これまでまともに取り上げられたことがない。しかし彼は満洲事変から一九三四年一月二〇日に死去するまでの間、社会大衆党の「方向転換」を示すと目される全ての重要文書の立案者であった。本稿は田所の人物論を意図するものではないが、田所が関与した社会大衆党の政策の全体を意味づけてみたいという欲求に基づくものではある。^②

一、無産政党運動と田所輝明

はじめにあたって、本稿が対象とする時期に到るまでの無産政党運動の特徴を要約的に列挙し、あわせて田所の発想の特徴に触れておきたい。注意すべきは、以下に指摘する特徴（ほとんどが否定的な）の多くは、いずれも田所らの党指導者によって十分に自覚されており、それが新たな方針の立案に際して常に参照されているということである。^③

まず第一に、社会運動の要求を体制化するシステムの欠如、制度化の欠如である。これは一つには社会立法（労働組合法、小作法等）の不成立としてあり、他方無産政党の衆議院への進出が微小な範囲にとどまったことにある。この場合、建前の上で運動の側がそうした制度化を否定したか肯定したかは問題ではない。見るべきは、それが社会構造の特質として固定的に把握されたことである。たとえば麻生久は次のように述べる。

労働者の組織をつくるための労働組合法のない労働者階級、小作人の組織をつくるための小作組合法のない小作人階級、普通選挙が行はれてゐるけれども、実際に於いて、議会に進出することの出来ないやうになってゐる無産階級。だから日本に於いては政治的にデモクラシーは存在してゐないのである。（中略）政治上に於いては社会大衆党が、今日の選挙制度に於いて三十人、五十人の議員を得ることは十年も二十年かかっても私は不可能だらうと思ふ。⁽⁴⁾

これは一九三六年総選挙における社会大衆党進出の一年前の発言であが、そうであるだけに、社会運動の要求を体制化する回路が存在しないことが、どのように彼等の思考方法を拘束していたかが分かる。

第二に、政党の党としての自立性の弱さである。簡単に言えば、組合の上に政党の看板をのせただけの状態を容易に脱することができなかったということである。このような党の体質によって、社会立法的制度化の欠如の問題性が増幅されて選挙結果に結びつき、前述の麻生の発言のような見解が形成されたと云つてよい。政党指導者は組合代表であり、政党活動に自己の政治的な存在意義の全てを見出すような活動家がほとんどいないという成立当初の無産政党の体質は、短期間には払拭されなかつただろう。この点について田所はすでに全国労働大衆党『昭和六年度大会議案』の中で「今日迄の無産党の農村活動は、たゞ農民組合の経済闘争の支持・応援と組合支部をその儘登記されたる支部の名を以つてする、選挙闘争の範囲を出ず」と断じており、⁽⁵⁾のちにも「依然として組合によって作られた創成期の党の形態をそのままに、党は依然として組合の上に単に『のつかつて』その勢力を複製しそれ自身の独自性を確

立していない。」と指摘している。⁽⁷⁾ こうした見解が、後に述べるように「党」の強調による組合的要素への批判という形で、政治活動を意味づけることにつながる点に注目しておきたい。

第三に、当然これまで述べたことと関連するが、無産政党運動における選挙の意味を考えておく必要がある。理論的な建前から言つて、無産政党運動にとって議会主義への埋没を意味する選挙は第一義的課題であつてはならなかつた。⁽⁸⁾ たとえば全国労農大衆党の一九三一年における『府県会選挙闘争方針書』は、第一に暴露・煽動、第二に組織拡大、第三に大衆の政治的教育・訓練を「選挙闘争」の課題としてあげている。つまり当選第一主義は排すべき態度なのであり、それは選挙のたびに繰り返される定まり文句である。しかし現実には彼等にとつて、選挙にまさる政治運動の分野が存在したのだろうか。「選挙運動になれて運動とし云へば演説会と心得て悪弊を打破せよ」⁽⁹⁾ という表現は、逆に選挙運動の吸引力を示しているとも言えよう。一方での建前とは別に選挙は唯一の政治運動としての重要性を持つていたと思われる。

第四に、リクルートの機能不全によるリーダーシップの固定化である。ここでも田所の言葉を引けば、「支配階級の凡ての機構が幹部養成機関を持ち新陳代謝の機能を有する」⁽¹⁰⁾ にもかかわらず、無産政党は「本部のみならず地方下部組織の人事行政は極度に行詰つている」ということになる。これは日本の無産政党運動のリーダーシップがほとんど創成期のそのまま固定化（戦後まで）したことに照応している。また青年層を獲得し得ず、サブ・リーダー層に人材を欠いた結果、中央の方針の共鳴板・増幅器を持たなかつたことが運動の在りかたに与えた影響は無視できない。こうした状況のもとで、無産政党は結局のところ、大衆政策を争点化するという点でも、また運動の展開それ自体においても、直接的に政治化する契機を見出していなかつたのである。

以上の諸点は、これから検討する全国労農大衆党・社会大衆党の満洲事変以後の動向において、前提条件として使用する。田所輝明は、引用に示したようにこれらの問題について十分に自覚的であつた。田所の経歴上の問題につい

てはここで繰り返さないが、一、二、三の点について再確認しておきたい。ひとつは田所が当初から政党運動を活動の本拠としていたことである。田所は『無産者新聞』の編集を通じて解党期の日共ビューロー周辺に位置しながら、周囲に意外感を抱かせる形で日本労農党に入る。この動きが個人的なものであっただけ、田所は他の黨員と異なり、大衆組織に足を持たずに黨員となったことになる。つまり組合代表的な形でなく、当初から政党運動に専念する活動家たる外に存在意義が無かったということである。この例外的な条件は、先に述べた無産政党の基本的な性格を考えれば重要である。いま一つは山川理論（共同戦線党論）の呪縛力の強さである。このことは多かれ少なかれ学生社会運動出身の中間派指導者を拘束している（例外は麻生久くらいであろう）。それは一方で「戦線統一党」「統一のための政党」、⁽¹²⁾ 実質的には合同のための政党という中間派の自己イメージとなつて現れる。しかしそこには同時に見果てぬ「前衛党」主義とでも言うべきものが成立して彼等を拘束していた点を見逃すべきではない。日本共産党の宗派主義を唾棄すべきものとした田所にしてからが、前衛党が在るべき姿であるならば「凡ての期待は前衛的組織にかけれねばならぬ」⁽¹³⁾「問題は共産党一般にあるのではない。××なしに如何なる階級解放戦もあり得ない。」⁽¹⁴⁾としていたのである。かかる抜き難い前衛党待望論がいかに根強い「左翼バネ」として作用したかは次節に見る通りである。田所はその点を正に身をもつて承知していたが故に、「党運動方針解釈の確定統一」という曲がりくねった論法を行使したのである。

しかしこれらの指摘のみでは、田所への関心を呼び起こす要素を十分に説明したことにはならない。田所の検討対象としての魅力は、結局のところその表現のスタイルにあるのではないか。田所の文章は、機関誌に掲載された政治的文書であっても、当時の活動家の中では非定型的であり、ある種の躍動感を持っている。したがって、対世間的に地味な存在であった割にはジャーナリズムに起用されている。その集大成が『無産党十字街』⁽¹⁵⁾であろう。これは面白いと言えば大変面白いが、奇妙な本である。無産党党首の人物評にはじまり、「無産党指導者ヴァリエティ」「無産党

フラウ物語」「婦人戦線セレナーデ」といった見出しが並ぶ。ここでは「無産党対立闘争記」や「無産党合同物語」までもが、党派性は抑制され、むしろ自己戯画化のニュアンスさえうかがわせる筆致で、ジャーナリストイックに語られている。活動家の恋愛談では、クララ・ポウの映画によって流行した「イット」が連発されるといった具合である。これを大衆的と呼ぶべきであろうか。そうではなくて、ここではジャーナリズムの作りあげた物語にあまりにも適合的な語り口を問題とすべきだろう。「無産党ファン」なる存在が成立し得た都市的社會階層の気分適合するスタイルである。そこに見られるのは、映画やスポーツなどの尖端的な都市型娯楽の世界からとりいれたカタカナ文字の羅列である。

田所にはまた、『政治運動教程』という著書がある¹⁶。ソ連邦共産党教科書を想像しそうな標題であるが、田所自身が序文に記しているように、演説必携、講演必携、選挙必携を意図したものである。とりわけ選挙必携としては、事務所設置の仕方をはじめ、ピラ・看板の作成の仕方、法的手続きの解説、投票立会い人の選定等々、選挙戦の各段階における運動方法を具体的かつ詳細をきわめて解説しており、見事なマニュアルとなっている。しかしここで注意すべきは、そうしたことに見られる田所の政治の技術化への関心であろう。それはまた理論的建前はどうかあれ、選挙こそが政治運動としてのエネルギーを最も集中し得る主題であったことを、間接的に示している。『無産党十字街』に収録された「総選挙本営日誌」¹⁷はさらにヴィヴィッドである。「濁れる小川、壊れた小橋」の類の俗受けをねらったスローガンはまだしも、地区別スローガン、選挙戦各段階での立看板の移動、選挙費用公開、選挙の歌、白地に黒が通例の立看板を黒地に白ヌキにする等々、ありとあらゆるアイデアを繰り出す田所の描写は躍動感に満ちている。選挙期間中に雪が降ったらしい。田所選挙長の各候補事務長への指令は、「雪だ！事務所の前に雪だるまを作れ！」¹⁸である。

ここには政治の技術化がもたらす、表現としての身体言語といったおもむきがある。しかし、このような身体言語

が通用するのは、社会現象としての「無産党ファン」が成立し得る都市社会においてであろう。田所はのちに述べるように、唯一の大衆運動の可能性を農村に求めるが、実のところ田所の政治言語は、都市知識人という流通圏を前提に成立していたのである。彼等の言語表現を政治的に問題とするのなら、そうした政治言語の流通圏（政治エリートの世界を含めて）の成立と構造そのものを検討しなければならぬが、この点は機会を改めて考えたい。

なお労農派の一員でありながら、田所に個人的な親近感を抱いていた橋浦時雄が、田所の死去に際して日記に記すところを引用しておこう。長くなるが、田所の全国労農大衆党以降の方針に党内で最も激しく対立した集団のメンバーである橋浦に、打ち消し難い田所への幻想があったことを示しており、田所という人のイメージを考えるととき大変興味深い。

田所はダークホースとして去った。僕は心の底に彼を信じてゐる。どうも田所がすきで困るのだ。寒村君や鈴木君には相すまぬが、どうしても田所を憎めない。アヤツけしからんと思ひ、実にヒドイ、人をバカにした野郎だと思ひながらどうも心の底には彼を愛してゐたのだ。これは一つには一緒に獄中の苦を嘗め、その時の彼の態度がいかに心地良いものであったためかも知れぬ。それが永久に美しく僕の心に生きてゐるのだらう。だから清党事件の時、猪俣君あたりが何と非難しても僕は田所を信じた。それが個人的非行云々と云ふ点であればあるほど、僕は田所に加へられたデマとしか考へられなかつた。その頃から荒畑君もちよつと田所を憎んだ事がある。それは荒畑君が日労党かに入党しやうと話した時、田所が荒畑君のやうな大先輩が入党してもその取扱ひに困る処から賛成しなかつた事である。そのうち初めは大事を取つて労農派と遠退いてゐたのが、数回の喧嘩で真から深い溝を作り、果ては労農派排撃の急先鋒となつて了つたのだ。併し僕は田所運動方針なるものは結局戦術の範囲に属するもので、一般戦略については労農派と変る処がないと信じてゐた。たゞ彼は金錢を重大視し、非常に厳格であつたと思はれるが、同時にその重大物を獲るためには、可成りの醜怪にも目をつむつてゐたやうに思ふ。

可成りの醜怪に目をつむると云ふ良心の呵シヤクから彼自身は極端に清廉を保ったとも謂へる。金がなくては運動は減びると考へ、それに苦心したのだ。若しこのやうな僕の考へがお人良しの考へ（労農派の諸友の多くはさう考えてゐる筈だ）であるのが本統ならば、蓋し田所は僕のお人良しを小馬鹿にしたのだが、さうとは僕は考へられない。彼からの衷情を述べた手紙もあるが、僕は彼が最後に立派な、誰からも指一本させない大革命家である事を事実⁽¹⁹⁾に立証してほしかったのだ。だが彼も遂に僕の心を充たさないまゝに死んだ。

二、転換

昭和恐慌期に田所が最も熱を入れたのは農民運動である。その努力は結果的に成功したとは言ひ難いのだが、このことは全国労農大衆党以降の方針転換に関わりを持つてゐると思う。彼は全国大衆党農村委員長として、一九三〇年夏から農村窮乏打破運動を「農民階級を圍繞する全政治経済過程に於ける搾取に対する総括的闘争」⁽²⁰⁾と位置づけて、その全国的組織化に取り組んだ。これは意味づけを変えながら全国労農大衆党・社会大衆党に継続される。さらに一九三一年三月の全国農民組合四回大会前後に「全農革命」と称して全農からの左派排除と党との関係強化に乗り出している。この過程で田所と共同歩調をとつたのが、稲村隆一をはじめとする全農新潟県連であつたことに注意しておきたい。

一九三〇年から三二年にかけての農民運動方針の中で明瞭になつてくるのは、農民運動の意味づけの変化と党による指導の強調である。農村窮破運動そのものは、養蚕損失補償、小作料引下等五ヶ条の要求運動に始まり、社会大衆党の対議会請願署名運動に継続されるものである。運動として成功したものではないが、そこにはいくつか注目すべき点がある。運動開始時の党農村委員会通達は、「窮破運動の下に在来一切の農村運動を全部集中せよ。例へば小作争議にしる在来の個別的なものを大衆的集中的に展開せよ。」⁽²¹⁾と述べている。ここでは大衆運動成立の唯一の可能性

が恐慌下の農村に求められたということと同時に、「そこに政治的農民運動があるのだ。」⁽²³⁾ という「政治」のとらえかたにも注目すべきである。つまり、一方では「結局全地主は全県地主会を作り動員されたる全農民と対峙するのである。」⁽²⁴⁾ という形で、依然として階級対抗的観点をのぞかせてはいるが、同時に全体性(全農民の運動)⇨政治という視点がすでに提示されているのだ。後の全体農民運動という考え方の原型は既にここに示されている。そうした政治を担い得るのは、当然「党」である。一九三一年一月三日の農村委員会全国会議に提出され、後に全国労働大衆党の「昭和七年度運動方針書」に採用された「農民運動方針大綱草案」⁽²⁵⁾ は、「農民諸層の政治的動員の任務は労働者・農民の大衆的結合としての党が、農村の戦闘的要素なる貧農を組合的要素から党の構成に編成して、党の立場から、政治的立場から、農民諸層に働きかけることよつてのみなし得る。」と述べている。ここに党⇨政治⇨組合的要素という把握がある。窮破運動を中心とするこの時期の農村政治運動が、全農ではなしに党農村委員会の主導で展開されている点に留意する必要があるだろう。農村窮乏という全社会的課題を解決し得るのは、組合による経済的階級対抗運動ではなく、政治運動であるという理解がそこにはあるわけで、このような「政治」の第一義性の強調が、それ以後一貫して持続する主題となることに注目しておきたい。それと同時に、「軌道を一度あやまるならば吾等の全努力は既成政党の利用の具に供されるであらう。」⁽²⁶⁾ ということは、逆に言えば田所らの「政治」がすでに既成政党との政策的競合という意味を潜在的には持ち始めているということではないか。「一切の打開策を否定して闘争の自由を留保する」⁽²⁷⁾ という立場から対案政治勢力への移行の距離は、もはやさほど遠くはないのである。

ここでこれらの方針がやつぎばやに提起された時期に注目しておきたい。例えば「農民負債十ヶ年据置闘争に関する緊急通達」⁽²⁸⁾ は、「敢えて地方農村委員諸君に告ぐ」として、「日本の無産階級運動に於て今日程あらゆる客観的な事情が切迫したことはない。と同時に、またいまだ曾て真に広汎な大衆を党の指導下に動員せしめたことはなく、また日本の無産階級運動それ自らが、その経験を持たぬのである。」と述べている。満洲事変直後と

いう状況の中で、田所らがきわめて直截な表現で運動の歴史的欠陥を指摘しているのは、非常に興味深い。我々はそこに運動よりも状況が先行しているという意識を見なければならぬだろう。そして運動を追い越して進行する状況は、満洲事変がもたらしたナショナルな契機をはらんでいる。右に見た政治運動を展開し得るということは、社会運動がかつて持たなかつた新たな経験を創出することでなければならぬ。しかもそれは満洲事変の勃発と、無産政党内部からの国家社会主義派の登場という事態の中で展開される必要があつた。こうした事情が、田所による全国労農大衆党昭和七年度運動方針の改変に作用していた筈である。

労農派の主導のもとに作成された「昭和七年度運動方針書」⁽²⁹⁾の実質的改変のために、田所が「方針書解釈の確定統一」というマヌーバリングを行ったことは、よく知られている。正式には一九三二年三月一四日の第九回常任中央執行委員会の決定によつて、田所がこの文書作成にあたるという形式をとっているが、作成された田所案は何段階かの修正を経ている。①「党運動方針解釈の確定統一」と若干の發展的補遺に関する提案要領書」（三月二二・二三日の中央執行委員会に提出）、②「党運動方針の具体化に関する件（党運動方針解釈の確定統一と若干の發展的補遺）」（①を修正して二四日の中央委員会に提出・可決）、③「党運動方針の具体化案注釈書」（四月一三日の常任中央執行委員会に提出）、④「党運動方針の具体化案」（②十③、一四日の常任中央執行委員会可決）、⑤「党運動方針の解釈統一に関する中央執行委員会の決定」（④に田所自身の手によると思われる前文を付して『全国労農大衆新聞』四一号（四月一五日付）に掲載されたもの）⁽³⁰⁾がそれである。なお②では①にあつた「アジア・インター」論（後述）が削除され、また⑤では論旨に変更は無いが、注釈部分の表現が④と相当変わつて⁽³¹⁾いる。

この作成過程においては、田所と稲村隆一の間係が注目される。田所自身が⑤の前文で、三月一四日の常任委員会は「新潟県聯に向つて方針書具体化に関する成案を提出すべきことを命じ」たが、「新潟の同志が〔全農五回〕大会執行のために成案を作る機会を有しなかつた」ので田所が執筆したと述べている。しかもこの文章は、「全農大会の

方針書の起草を命ぜられた新潟の同志は新潟県聯に於けるインタナショナルに關する議論を反映すべく決した」とも述べている。「新潟の同志」が稲村を示すことは以下に明らかだが、ここには田所と稲村の間に相当緊密な連絡があった。「具体化案」が作成されたことがうかがえる。しかも作成段階ですでに今村等ら全国労働大衆党の国家社会主義派による声明書が発表されている（三月一日）。

社会民衆党Ⅱ総同盟系の雑誌『内外社会問題調査資料』は、全国労働大衆党系の国家社会主義派として、今村らの労働組合幹部のほかに、稲村の名をあげている。それによると、「同氏は昨年から雑誌『日本社会主義』一派と結んで全国農民組合及び大衆党の国家社会主義化を企図してゐたらしく、昨年から今年初頭にかけて先づ隠密裡に自己の居城たる新潟をすっかり国家社会主義化し、然る後に党本部の田所輝明氏と提携して、党本部の国家社会主義化に努力して来てゐたものと見られてゐる。その結果は、三宅正一、三輪寿壮、河野密、浅沼稻次郎氏の同党中堅幹部も最近では、稲村、田所氏等の国家社会主義派に傾いて来ると言はれてゐる。」⁽³²⁾という。稲村は当時出した文書では「国家社会主義派」との批判に反論しているが、⁽³³⁾一九三八年に社会大衆党を脱党する際の「声明書」では、赤松らとの關係を肯定しており、⁽³⁴⁾この中で稲村は次のように述べている。「私が全社会運動の国民主義的転換を計画したのは、実に昭和六、七年以来の事であつた。当時私は赤松克麿君と聯絡し、全国農民組合の大会に第二及第三インタナショナルを否定し、アジアブロックを前提とするアジアインタナショナル—アジア農民聯邦論に關する運動方針書を提出し、ファッシュヨとして排撃され、全農総本部幹部の地位より追放された。全じ運動方針書を全国労働大衆党に提出した時、田所輝明君ほか少数は賛成して私を支持し、麻生久氏もその意見には賛成であるが時期未だ早しと云つた。」

これによると、稲村に關する限り『内外社会問題調査資料』の記述はおおむね妥当であらう。一九三二年三月二〇、二一日に開催された全農五回大会において争点にならうとしたのは、稲村の起草による運動方針書であつた。稲村案の中で特に問題となつたのは「極東農民の國際的提携の提唱」に關わる部分であり、ここで稲村はいわゆるアジア・

インター論を展開している。この原案をめぐって、大会前の全農中央委員会は紛糾を続けたが、たまたま検閲中であつた議案書が削除にあつて提出に至らず、大会では表面化しなかつたといういわくつきの問題である。⁽³⁵⁾

先に見た田所の「具体化案」前文⁽⁵⁾に照らせば、これが稲村と田所の諒解に基づく全農への工作の一環であり、田所による「具体化案」作成と一連の動きであることは明らかである。途中の中央執行委員会で削除（検討事項として保留）された①のアジア・インターに関わる部分が稲村案と照応することは言うまでもない。田所はこの留保された部分について、商業雑誌に「アジア合衆国論」として詳細に展開している。⁽³⁶⁾ 論旨は第二、第三インターナショナルに対立しつつ国民社会主義をも拒否するとすれば、「不可避的進路としての極東国際線の突破を開始せねばならぬ」との前提のもとに、日本資本主義打倒によって「アジア被圧迫大衆を封建制度と資本主義の桎梏から解放する」と同時に「英米資本主義と精力的に戦ふ」ことを主張したものである。そこには微妙な表現の中に、ナショナルな契機が現れている。「アジア合衆国の見地に立つて排日・侵支に反対し、資本家的戦争に反対する。しかし戦争一般に反対して資本家的現状の維持を主張する平和主義を否認し、社会主義戦争は支持する。」というところを読めば、結局のところアジア・インター論は、「帝国主義戦争絶対反対」と異なる論理で満洲事変を説明しなければならぬという彼等の欲求に発したものであることが分かる。「具体化案」作成過程が二月の総選挙の後であつたことも、留意しておく必要があるだろう。全国労農大衆党自身が選挙をめぐって、「日支戦争に対する大衆の関心は無産階級の要素を全無産大衆をひきつけその闘争に動員することの妨害になつた」⁽³⁷⁾「反戦闘争は」現実の戦争を前にして反動的零困気の中にあつて最も戦ひ難ひスローガンであつた」と総括している。要するに「帝国主義戦争絶対反対」という彼等のスローガンは受けが悪かつたのであり、そのことについて、何等かの対処を迫られていたのである。もともと「具体化案」全体のなかでアジア・インターは違和感があり、それが無ければ論旨が展開しないという性質のものではない。転換をもたらした衝撃は外からやつて来たのである。

この段階でも田所は自らの立場を「プロレタリア社会主義」と規定している。彼等は全農という大衆組織や労大党全体を方向転換させようとしていたのである。しかも、当時の状況の中では、これら大衆組織には依然として「左翼バネ」がはたらくことを承知して、それをコントロールしつつ、すなわち組織を明確な分裂に導くことなく転換を実現しようとしたのである。それは田所が赤松等の国家社会主義派との連合に一顧だに与えていないことにも示される。

「具体化案」の特徴は次のようなところにあるだろう。一つには、共同戦線党論を實質的に否定して、大衆政党それ自体が「政権獲得を目標とする」としたことである。「政権をとるのは前衛党、共産党の仕事で大衆政党はそのプール（水溜り）に過ぎないといふ考へ方の打破」がいかに困難であり、それ故に必須の課題であったかは、これまでの検討から容易に理解し得る。第二には、窮乏する中間層の「反資本主義化」に注目し、それとの結合の強化を主張したことである。本稿の関心からすれば、「具体化案」の意味は以上の二点につきる。党の主体的力量の問題はさておいて言えば、田所はここではじめて、日常闘争や大衆動員や組織拡大といった一般表現の羅列を超えた、政党としての戦略を提示したと言えるだろう。さらにまた、「軍縮並に満蒙問題に於ける政府と××の対立」に「金融資本の独裁的政治力」の弱体化を見だし、テロ事件の横行を「下級××^{（資本）}下級××^{（資本）}」の「第三権力を目ざす国家又は国民社会主義運動」（それがファッシュヨなのであるが）ととらえる発想は、支配機構それ自体の動揺に注目するという思考方法の端緒なのである。

三、政 策

「具体化案」は当然の事ながら党内左派や全農の強い反撥を引き起こしたが、党幹部はそれを押さえ込んで社会民衆党との合同を推進し、社会大衆党を成立させた。しかし組合は政治闘争に無関心であり、党活動は沈滞と言うほかない状況にあった。党農村委員会と全農との関係はギクシャクしたものであり、「政治的農民運動」の掛け声のもと

に展開された農村窮破請願運動は前述のようにぱっとしたものではなかった。逆に大々的な成功をおさめたのは、農本主義的と目されるリーダー達による「飯米闘争」の組織化であった。農民大衆は無産政党とは別のところで活性化していたのである。⁽³⁸⁾ その限りでは、田所の政治言語の流通圏は限定されていた。

このような状況下での社大党の顕著な傾向は、急速に対案政党化したことであった。「国策」の土俵に登りはじめたのである。その意味で、昭和八年度予算に対して「公債政策に反対せず」との態度表明を行ったことは（勿論条件が不随するが）、画期的、と言つてよいだろう。⁽³⁹⁾ また「社会大衆党非常時政策」は「非常時」をネガティブなニュアンス抜きで使用し、各政党の資本主義防衛的「非常時対策」に「根本的革新」を対置するという図式があらわれている。ここでは「産業経済の計画化」の項に注目すべきだろう。その内容は「イ、産業経済最高統制部の設置、ロ、金融統制中央委員会の設置、ハ、失業対策事業計画中央委員会の設置」というもので、はじめて経済参謀本部的な発想が現れており、次に見る「転換期建設政策」の先駆をなすと考えられる。

社大党は一九三三年六月にパンフレット『無産階級の新日本建設大綱』を発行したが、ここではさほど鋭角的な論理は現れていない。問題を明瞭にしたのは、何と言つても「転換期建設政策」である。これは一九三三年七月二二日の第三回中央執行委員会に、「全体農民運動方針大綱」等の議案とともに提出された。提案説明にあたったのは、亀井貫一郎、河野密、田所輝明である。亀井らの提案が相当大胆な内容として党内に受け取られたことは、委員会の席上反対意見を述べたのが三宅正一、野溝勝、西村栄一等であったことから知られる。したがつて党内左派の反撥は激しく、「ファッショ的誤謬」「大アジア主義」と断ずるものであった。⁽⁴¹⁾

「転換期建設政策」が意図しているのは、第一に社大党の完全な対案勢力化である。提案理由説明は次のように述べる。

現在政府ガ行ッテイル、法制審議會、鉄道會議、土木會議等ニ対シテモ、強イテ我々ノ意見ノ提示ヲ拒否スルモ

ノデハナイ。寧ロ此等ノ會議中ニ我々ノ意見ヲ反映セシメルコトガ必要デアル。今マデ無産党ハ単ニ反対意見ヲ表示スルノミデ、具体的ナル政策ヲ有ッテナカッタ。^⑩

このことは何を意味するかと言えば、資本家対労働者、地主対小作人という階級対抗的運動そのものが政治の内容であるような、一九二〇年代以来の「運動としての政治」という視点が、とりあえず後景に退いたことである。かわりに全面に出てくるのが「政策」である。しかし政策は如何に実現されるのか。そこで提起されているのが、「国民経済会議」「東洋経済会議」である。国民経済会議は、「日本経済革新ノタメ」の調査・研究・立案機関であるが、そこには国家機関、常設機関、諮問・決議機関、経済参謀本部という性格付けが与えられている。また学者・専門家、職能、地域、植民地、軍部代表から構成されるものである。政府は決定事項を議会に提出する義務があるとしている点で議会とリンクさせてはいるが、議会外に設定された決議機能を持つ、いわゆる国策統合機関としての特徴を備えている。これは一面では自己の主張を政策に反映させるメカニズムをもたない（いかなる意味でも制度化されていない）運動の、国家機構への制度化要求の論理であると言えよう。それと同時に、逆に国家機能の浸透による社会救済という意味も持っているのである。これによって、軍や官僚からの主張と運動からの主張は近似する地点に立つたと言ふことができるだろう。

この問題は、「転換期建設政策」の中の「大衆インフレ案」が唱える「今日の正義」論を参照するとき、より明確となる。すなわち、

我党が大衆インフレの断行を要求する所以のものは、資本主義の安定に協力し、又は資本主義との闘争の自由を放棄するにあらずして、大衆の『今日の正義』のために『今日の必要』のために、支配階級の今日の政策に具体的に對抗せんとするものである。

また、第三回中央執行委員会での本部報告も次のように述べる。

一般大衆は『今日の必要』に基いてのみ動く。この大衆を動員組織するためには、我等は政権獲得に直角する確固たる理想と共に、現実の問題の一つ一つに對しては、『今日の正義』^{フデイズ・ジャスティス}の見地に起つて、明確な態度を決し、具體的なる実践を展開し、以つて我党の組織力を拡大せねばならぬ。⁽⁴³⁾

ここではまだ政権獲得は理想であり、それに対して『今日の必要』に基づく政策は現実的な課題である。しかし「国民経済会議」は権力的に構成された国家機構であり、論理的に運動と直接連動していないそうした国家機構によつて、大衆政策は実現し得るのである。このように、大衆の「今日の要求」に基づく「今日の正義」の実現が、「国策」に結合していく契機を示しているのが、「転換期建設政策」である。この問題は、もう少し広い視野から考えることが可能であろう。そのためには、一九三三年二月八日の党大会に提出された、「昭和九年度一般工作協力方針書」（以下「協力方針書」と略）の検討が必要である。

はじめに、作成過程について若干指摘しておく。「協力方針書」が田所、亀井らの「転換期建設政策」を葬られた巻き返しであることは明らかだが、彼等は事前に相当慎重な準備を行っている。⁽⁴⁴⁾すなわち一四名の起草委員会を作り、「協力方針書」討議資料」を配布し、各府県連合会に意見書を提出させている。このうち党が配布した（したがつて政治的色彩のある）近畿府県連合会の意見なるものは、「党運動の工学的展開、技術的工作が必至の急務であり、このため『ブレイン・トラスト』の要あり」としている。⁽⁴⁵⁾すでに標題の「一般工作協力方針書」という表現自体がそうであるが、このように「工学的」「技術的」イメージが導入されている点は、政治のテクノロジ化への親近性とも考えられ、興味深い。また「協力」という言葉にもそれなりの意味が込められているだろう。これに関連して田所は、おそらく「協力方針書」の原案の一部として、「最高政務委員会」の設置を核とする党組織の改革案を作成している。⁽⁴⁶⁾これはそのまま「協力方針書」には盛り込まれなかったが、「協力方針書構成及び要綱」には採用されている。要するに少数の幹部による政策決定機能の強化を意図したものであり、一般黨員の「協力」に照応している。組織的運動

が後退し、幹部による政界工作に比重が移る社大党のその後を象徴していると言えよう。

「協力方針書」は大会で部分修正されて可決されるが、⁽⁴⁾ここでは原案によつて検討したい。以下の引用部分は、他の文章との類似から見て田所によるものと考えてさしつかえないだろう。それは全国労農大衆党の「具体化案」の延長上にあるが、大幅に踏み込んだ表現となっている。たとえば、「在来は『経済的不満』の限度に押し止められてゐた中間国民層一般の不満は『政治的不満』にまで高められ」、「巨大なる中間国民層の反資本主義化として表現し」、「血盟団事件及び五・一五事件等のテロルは、その最も尖鋭なる政治的表現である。」また軍部の「下層部(尉官級)は(中略)今後には社会主義化する可能性をより多く有し且つ五・一五事件の経験を批判して大衆運動に対してしきりに手を差しのべつゝ、ある急進派の影響力がその内部に拡大しつゝある。この派の代表的所見は五・一五軍法会議に於ける三上中尉、伊東少尉の主張である。」といった具合である。後の陸軍パンフレットをめぐる田所の所見は、ここに殆ど準備されていると言つてよい。さらに田所に特徴的なのは、権力をめぐる政治力学的対抗関係の捉え方である。すなわち、「今や我々は三つの権力中心を持つ。財閥、軍閥・官僚、及び無産大衆がそれである。」「刻々に反資本主義化しつゝある農村大衆に向つて、三者は争奪戦を開始した。」という。田所のイメージは力学的でありながら、組織的大衆運動とは別のところでドラマスティックな展望を見出そうとする要素がある。この点については次節で触れる。

ところで、ひるがえつて無産運動の現状はどうか。「労働組合大衆の社会主義意識、労働運動の政治化が低調」であり、「大衆が政治化すべきモメント(契機)を欠いて」おり、「不況のときも消極的経済行動に自らを封じ」ていっているという。しかしここで注目すべきは次の点である。すなわち田所は、「長年の自らの陣営の弱勢と資本主義の優勢に敗北主義にまで圧潰されて動的 세계観を喪失し」「『政権』と『勝利』は期し及ぶべからざる『高嶺の花』と観じ去」つた幹部を批判して、「それ等の人々は情勢によつてのみ動く無感覚の故に或は確信の動揺はないかも知れぬ」が、「現実の一切の苦闘を冒しつゝ、ある幹部」には、「勝たんと欲するが故にこそ確信の動揺があり得るのである」と述べて

いる。この引用部分は重要である。ここで田所が言う動揺する「確信」とは何か。資本主義から社会主義へと転換する進歩の必然性へのそれではあるまい。要するに大衆の不能動性に関わるものであろう。

田所は後に『解放』の創刊にあたって、一九三五、六年の危機説を論評する中で、「危機は外にのみ存せずして寧ろ内に存する。危機は部分的でなく全体的である。我国資本主義の矛盾こそが危機の本質である」と述べ、危機の克服は「社会興隆によつてのみ解決され、全勤労人民の鉄腕によつてのみ克服される」と説いた⁽⁴⁸⁾。かつて一九二〇年代の運動勃興期に、社会興隆による進歩への確信は揺らぐことが無かつたであろう。しかし今や支配機構の動揺という好機(田所はそうとらえている)に、社会興隆の主体は消極的経済行動に退嬰しているのである。確信は資本主義の没落と社会主義への転化の必然性においてのみ、持続している。かくして運動としての政治から政策としての政治への転換がなされるのである。それは国家機能の介入による大衆政策の実現要求となる以外にはない。「国策」である。ここで国家の意味は、資本主義の「私」的性格と対比するとき、より明瞭になるのではないか。たとえば「革新論」への批判者として田所とは対極的な位置を占める例として斎藤隆夫をとりあげてみよう。彼はその著書の中で、社会進歩の母である生存競争において奮闘せずに「徒に社会改造の空想に没頭する」不平家を批判して、次のように述べる。

社会は生存競争、適者生存の天則に依り支配せられて居るから、競争に打捷ちたる者が優勝者となりて上流の地位を占め、競争に破れたる者が即ち下層に沈むのは当然の天理である。故に競争に破れたる者にして若し怨む者ありとせば己自身を怨むべく、決して他人を怨んではならぬ。是と共に国家も亦人間の自由競争に向つて不当の干渉を為すべきものではない。⁽⁴⁹⁾

「議会政治の守護者」斎藤隆夫に、昭和九年という時期にこの発言があることは記憶されるべきであろうが、それは本題ではない。ここでは田所と斎藤のいずれの側も、社会進歩の活力を論じているのである。しかし斎藤と対比する

時、国家による一律の救済を要求する「社会主義」の位相が明らかであろう。その意味では一九三〇年代の無産政党の転向と呼ばれているものの中には、戦後の革新政党につながる要素がすでに出現していたとも言えるのである。

次に社大党初期の対外政策について簡単に述べる。方針として特徴的なのは、国際聯盟脱退への反対と日ソ不侵略条約締結運動である。「協力方針書」でも「脱退直前の国際聯盟総会を前にする日ソ不侵略条約の好機の逸脱」を批判している。ここで日ソ不侵略条約締結は次のように説明されている。すなわち、国際不安の継続は軍拡と国民の経済負担につながる事、および、日本は世界に対し国際平和を国策の基調とすることを表明すべきであることである。^{⑤0} また安部磯雄は、「満州国が独立する為の絶対的に必要なこと」であると説明している。これは満州問題をめぐる国際関係の安定化を意図したものであり、その限りではきわめて現状維持的な方針である。

しかしそれと同時に、「世界反資本主義の中心たる労働ソヴェート聯邦と、満州国・中国、等々を加えたる聯合を作り、英米資本主義打倒のバリケードを築かんことを基調とするものである。」^{⑤1} といった表現も現れている。このように部分的にはアジア・インターの流れが混入しており、対外論理としては折衷的である。さらに、「協力方針書」の段階では、「欧米資本主義追随外交を廃棄し、人種平等、東洋被圧迫民族の解放のために超世界的極東民族工作に先駆すべく、革新国民外交を樹立すべし」とする視点も登場している。ここでは「民族」や「日本」といった、対外政策の上で新たな契機を示す表現が特徴的であり、それは対外論理以外の部分にも及んでいる。たとえば、「国民の永遠性を無視し、民族と階級を反撥せしめる利己的なる階級利害を意味するものではない。」「資本主義は『日本』を亡し、社会主義は『日本』を真実に生かすであらう。」^{⑤2} といった具合である。これらは日中戦争期に連続する要素の登場と考えることもできる。しかしこの段階で彼等の基本的標語は「戦争よりも国内改革の断行」であり、不侵略条約に現状維持に接続するものであった（その限りでは広田外交に親和的と言ってもよい）。「東洋被圧迫民族の解放」とは言っても、それは未だ国内革新と不可欠に連動するワシントン体制への全面的挑戦という意味合いは含んでいな

かつたと考えるべきであろう。

四、政 権

言うまでもないが、政策を掲げて対案政党化することと、どのようにして政権に直接進出するかということは、原理的に別の問題である。したがって、この問題について田所らがどのように考えていたかの検討が必要であろう。田所の論調は一九三四年に入って、より明瞭となる。「現状維持」か「現状打破」かという把握がそれである。これは世界的には英米を代表とする現状維持勢力と、日本、独逸、中国、植民地諸国等の対抗としてとらえられ、国内的には財閥、政党、軍閥、官僚等の現状維持勢力と労働者、農民、下級軍人、官吏などの現状打破勢力との対抗としてとらえられる。「現状維持か現状打破か。この闘ひこそは欲すると欲せざるとを問はず、世界と民族を、社会と国家を、より高度に進せしめる進歩の母である。」⁽⁵³⁾という。

ここに至って、類似の政治勢力との距離は解消している。田所に即して言えば、「協力方針書」で「資本家、官僚軍閥、無産大衆」の三極構造としてとらえられていた権力問題が、現状維持か現状打破かの二項対立に単純化されている点に注意すべきだろう。この考え方が、いわゆる陸軍パンフレットの発表を受けて書かれた文章で、初めて登場することに注目したい。したがって、陸軍パンフレットへの田所のより詳しい論評を見る必要があるだろう。⁽⁵⁴⁾

田所は陸軍パンフレットをつらぬく原則を、「国防力編成のためには搾取と営利の資本主義経済機構そのもの、根底に革新の斧鉞を加へざるべからず」という点にあるとしている。したがってそれは、「資本主義の根幹に投ぜられたい一つの爆弾である。それは『ペンとインキの五・一五事件』だ」とまで述べている。これは従来の田所の見解の延長上にあるものではあるが、単なる反資本主義論を越えて、体制そのものを揺るがす物理力として扱っている（爆弾）点で、一歩を進めたものと言える。ここで最も重要なのは次の点である。すなわち、

「国防国策」を回る財閥既成政党と軍部の対立闘争こそは資本主義政治支配の最大の動揺を意味する。「中略」無産運動が軍部先進分子の国策提唱を「反資本主義批判」として受取り、それを有ゆるおくれたる人民の層に、凡ての支配機構の裂け目に持込むことよつて、革新氣運を促進し、同時に軍部の本問題に関する退路を切断して財閥既成政党に対立する対立戦争を最大限に拡大激成することは、その現実政治の使命であり、方略であらねばならぬ。

すなわち、田所にとつて重要なのは、支配機構内部に深刻な分裂が生じているとの判断である。ここにはじめて、支配機構内部の「裂け目」を拡大することよつて、それを打倒するチャンスが生まれるとする戦略が提示されている。その戦略の現実性について議論することは、ここではあまり意味がない。田所は、ここではじめて一種のリアリティをもつて支配機構倒壊の可能性を発見することができたのであるが、それはすなわち、政治を国家権力の問題に集約してとらえる視点の成立にほかならない。しかし、そのとき運動の役割は「革新氣運を促進する」ことではないのである。前節で検討したところとあわせると、政策においても政権獲得においても運動そのものの政治的力量は第一義的には期待されていない。ここでは運動は後進性そのものを表現している。

田所はかつて「転換期建設政策」と同時に提案された「全体農民運動方針書」の中で、日本農村の特殊性（すなわち日本社会の特殊性）を意味づけ、「我国農村運動の異常な重要性は即ち茲に発し、それは我、国、社、会、運、動、の、特、異、性、を形成する」と指摘した。これは、広い意味では講座派にも共通する、あるいは戦前の日本知識人に共有された日本社会の特殊性もしくは後進性のイメージである。しかし、歴大な中間層が反資本主義化し、軍と既成勢力の支配機構内部の分裂が深刻化するのも、日本社会の特殊性（後進性）によつて根拠づけられることである。つまりここには、後進性故の大衆の不能動性と、同時に後進性故の支配機構の内部崩壊の可能性という倒錯した革命論が成立しているのである。そのことは、田所の「現状打破」が運動の現実主義化（「今日の要求」に基づく「今日の正義」）と抱き合わ

せのものとして成立していることと連関しており、それはまた田所の「大衆」への関わり方が、操作と追隨の二面性を帯びていたことにもつながっている。

以上に見たような田所の陸軍パンフレットへの見解は、支配機構内部の亀裂拡大の可能性に従前より強いリアリティを見ているものの、満洲事変・五・一五事件以来の軍部内における反資本主義評価と連続するものであることは、いうまでもない。むしろここでの問題は、田所の評価の中では陸軍パンフレットも青年将校運動もひとしなみに扱われている点であろう。すなわち田所の論理は、昭和十年代に次第に明瞭になっていく、「革新派」内部の相違を前提とした議論ではないのである。田所が強調した「政治」は、政策の方向性の問題ではなく、権力の構成の問題であった。この点についてのみ言えは、満洲事変期にその後の社会大衆党のレールが全て引かれたと考えるのは正しくない。社会大衆党は確かに岡田内閣の選挙粛正を支持し、麻生は岡田内閣が新官僚を台頭させたことを評価しているが、そうした方向は必ずしも直線的ではないのである。たとえば社会大衆党は一九三六年選挙による進出以後、「勤労議会政治」を唱えて議会主義への態度を修正しているし、二・二六事件後の軍部の行政改革案に対しては反対の立場を表明している。

問題はそこに成立した、政策と政権をめぐる大衆運動の位置づけであろう。要約的に言えば資本主義から社会主義への進歩の必然性と、その原動力としての「社会の興隆」（本来運動が代表すべきものである）への確信がありながら、主体としての社会の自立性（＝運動）が脆弱である時（「確信の動揺」）、国家機能の社会への浸透が期待されるようになることである。これは逆に、一方で議会・政党政治の腐朽によって、制度化された同意調達システムが機能しなくなった時に構想された国民動員的な同意調達システム（それは明治憲法体制の枠内では選出性を持ちえない）の中で、運動が代表性の象徴となるという問題につながっていく。

〔注〕

- (1) この時期の社会大衆党を扱った研究のほとんどは、「民衆の反ファッショへの期待を裏切った社会大衆党」という立場に立っているが、そうした観点は一九三〇年代の政治過程全体との関連を見失うことになるだろう。そのような拘束をまぬがれた研究としては、山室建徳「社会大衆党小論」(『年報・近代日本研究』五、一九八三年一月)があげられる。
- (2) 付け加えると、本稿は拙稿「前期学生運動」と無産政党リーダーシップの形成」(『年報・近代日本研究』二、一九八〇年十一月、山川出版社)の続編ともなる。
- (3) 戦前の社会運動全体を包括する特徴とも言うべき量的微弱さについては、ここで改めて言及することはしない。なお社会大衆党の党員数や請願署名運動の実体に見られる量的微弱性については、山室前掲論文が冷静な検討を行っている。
- (4) 麻生久「最近の社会状況と無産政党運動に就いて」(『講演』二八〇輯、一九二五年二月一〇日)五頁。この発言は麻生の意図とは別に、一年後、二年後の総選挙の結果が軌道修正をもたらす可能性を逆に示しているが、その点については後に触れる。
- (5) 河野密『日本社会政党史』(一九六〇年、中央公論社)、六一頁。
- (6) 一九三二年二月五日、一四頁。傍点引用者(以下特に注記しない限り同様)。なお引用した農民運動方針の項は、「農民運動方針大綱(農村委員会草案)」がほぼそのまま採用されている。この草案は一月三日の農村委員会全国会議に提出されており、「党農村委員会全国会議報告書」(『林虎雄文書』所収、国会図書館憲政資料室所蔵、以下「林文書」と略)、農村委員長は言うまでもなく田所。
- (7) 「昭和九年度一般工作協力方針書」。
- (8) このことは社会民衆党においても同様である。前掲拙稿にも引用したが、「あの時代に、大胆率直に議会において、イギリスの労働党型に徹するんだということをいける人はいなかった」という河野密の回想は当たっていると思われる。(中村隆英・伊藤隆・原朗編「現代史を創る人びと」(一九七一年、毎日新聞社)、七六頁)。
- (9) 「農村委員会通達」(一九三〇年八月八日、「林文書」)。
- (10) 「昭和九年度一般工作協力方針書」。
- (11) 前掲拙稿参照。

- (12) 田所「立党精神と統一運動の展開」〔大衆時代〕創刊号、一九二八年一月。
- (13) 田所「無産政党統一への道」〔改造〕一九二八年四月。
- (14) 田所「共産党事件の一考察」〔日本労農新聞〕三六号、一九二八年五月一〇日。
- (15) 一九三二年一月、先進社。
- (16) 一九二九年一月、巖松堂。
- (17) 一九三〇年総選挙。この時田所は全国大衆党本部の選挙長。
- (18) 結果は周知の惨敗であった。田所は「総選挙本営日誌」の末尾を「暮盤をひっくりかえせ、もう一局打ち直した。」と結んでいるが、読む者には、これだけやって駄目なら反議会主義にもなろう、と思わせるところがある。
- (19) 「橋浦時雄日記」一九三四年一月二〇日。引用中の獄中云々は第一次日共事件の入獄を、田所運動方針は以下に検討する「党運動方針解釈の確定統一と若干の発展的補遺」をさすものであろう。文中に資金関係を示唆する箇所があるが、今はほかに論ずる材料がない。
- (20) 「一九三〇年度全国大衆党闘争報告書」（一九三〇年十二月、全国大衆党事業部）、四六頁。
- (21) 社会大衆党の窮破請願運動が失敗に終わったことは、山室前掲論文参照。
- (22) (23) 「窮破運動の方針に就いて再び地方農村委員会に告ぐ」（一九三〇年八月八日、「林文書」）。
- (24) 大衆党農村委員会「窮破運動ニュース」（一九三〇年八月八日、「林文書」）。
- (25) 注（6）参照。
- (26) 注（22）に同じ。
- (27) 全国労農大衆党本部「府県会選挙闘争方針書」（一九三二年八月二〇日、「協調会文書」、法政大学大原社会問題研究所所蔵）。
- (28) 「党農村委員会緊急通達」（一九三二年一月二日、「林文書」）。
- (29) 一九三二年度大会で修正・決定（二月五日）。なお方針書作成過程での労農派の主導性については、増島宏他「無産政党的研究」（一九六九年、法政大学出版局）参照。また同書にも引かれている協調会労働課「全国労農大衆党昭和六年度大会に関する件」（「協調会文書」）は、方針案の共産党批判に対する旧労農党系を中心とする強い反撥を伝えている。党内の反撥は河野密や三宅正一をも「現在の」共産党は否定するという修正案に賛成せしめるほどであった。もって逆説的な前衛党主義の根強さを知るべきである。

(30) 経過については、全国労働大衆党本部書記局「書記局通達第三号」(一九三二年四月二六日、法政大学大原社会問題研究所蔵)。

(31) 以下引用は⑤により、「具体化案」と略記する。

(32) 「国家社会主義派の近状」(「内外社会問題調査資料」一四三、一九三二年三月十五日)三三頁。

(33) 一九三二年七月四日付「声明書」(「浅沼稻次郎関係文書」、国会図書館憲政資料室所蔵、以下「浅沼文書」と略)。

(34) 「社大党離党に対する声明」(一九三三年一月三日、「林文書」)。

(35) 「全国農民組合大会」(「内外社会問題調査資料」一四四、一九三二年三月二五日)三三二―三四頁。

(36) 「日本国民」一九三二年七月号。これは国会図書館所蔵本によれば、目次の「アジア合衆国論」の個所に「発売禁止」の印があり、また本文中にも論文全体の三分の一ほどの頁数を指定して「発売禁止」の印がある。但し伏字は多いが削除されていない。「日本国民」は「国民新聞」社長伊東阪二(ハンニ)が同年五月に創刊したもので、軍人を講師とする満蒙問題講演会を行うと同時に、「サウエート聯邦に於ける大衆の威力」と題する五ヶ年計画礼讃のグラフページを掲載するといった雑誌である。創刊号には永井柳太郎が「国家主義大衆党の激」を寄稿しているのが注目される。

(37) 「総選挙闘争自己批判」(「林文書」)。

(38) 飯米闘争に全農・社大党から参加したのは稲村隆一である。稲村のみが唯一関与しえたのは興味深い。

(39) 「昭和八年度予算に対する態度」(「浅沼文書」)。日付がないので、党内での案かもしれない。

(40) 「浅沼文書」。これも日付がないが、一九三二年中の文書と考えられる。

(41) 以上は協調会労働課「社大党第三回中央執行委員会」(「協調会文書」)による。結局この案は保留となった上、実現しなかった。

(42) 同右。

(43) 「第三回中央執行委員会本部報告並議案」(一九三三年七月二日、「林文書」)。

(44) ちなみに、「浅沼文書」中の「協力方針書構成及び要綱」、「起草委員会第一次草案」にマル秘印がある。

(45) 「協力方針書」討議資料(「日付なし」、「浅沼文書」)所収。

(46) これは「党組織改革案(私案)」という同一の標題による田所、浅沼、河野の三案が残されている(「浅沼文書」)。もちろん田所案が最も幹部「独裁」性が強い。

田所輝明と満洲事変期の社会大衆党(有馬)

- (47) 「協力方針書委員会報告」〔浅沼文書〕を見ると、修正箇所は大きな論旨の変更を含むものではない。
- (48) 「『危機』の論」〔解放〕一五一、一九三四年一〇月。なお『解放』については山室前掲論文参照。
- (49) 斎藤隆夫『革新論及革新運動を戒む』（一九三四年五月、日本評論社、四〇頁）。
- (50) 「日ソ不侵略条約締結ニ関スル要請書」（一九三三年一月一〇日、「浅沼文書」）。
- (51) 前掲「社会大衆党第三回中央執行委員会」。
- (52) 社会大衆党国際部「我党当面の国際政策（草案）」（日付なし、「浅沼文書」）。
- (53) 田所「秩序と自由」〔解放〕一九三四年一月。
- (54) 以下、井居海陽（田所）「陸軍パンフレット」を読む〔解放〕一九三四年一月による。なおペンネームの確定は山室前掲論文による。
- (55) 麻生久「満洲事変及五・一五事件の批判と国家革新の指導精神」〔解放〕一九三四年一〇月。